七　第二種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項
イ　取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類（当該有価証券又はデリバティブ取引が電子記録移転有価証券表示権利等又は法第二十九条の二第一項第八号に規定するデリバティブ取引である場合にあっては、その旨を含む。）
［ロ～ニ　略］
ホ　前条第十一号に規定する業務を行う場合には、法第四十三条の二及び第四十三条の三の規定による管理の方法
八　［略］
九　投資運用業を行う場合には、次に掲げる事項
イ　［略］
ロ　投資の対象とする有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類（当該有価証券又はデリバティブ取引が電子記録移転有価証券表示権利等又は法第二十九条の二第一項第八号に規定するデリバティブ取引である場合にあっては、その旨を含む。）
［ハ～ホ　略］
十　電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項
イ　取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、その旨を含む。）
［ロ～ニ　略］
十一　［略］
十二　法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合には、次のイ又はロに掲げる行為の区分に応じ、当該イ又はロに定めるデリバティブ取引に係る暗号資産及び金融指標の名称
イ　法第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為　業として行うデリバティブ取引
ロ　法第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為　投資の対象とするデリバティブ取引
（登録申請書の添付書類）
第九条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
［一～四　略］
五　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合であって、金融商品取引業協会（登録申請者が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入しないときは、当該業務に関する社内規則
六～九　［略］
十　前条第十二号に規定する場合には、同号の暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類

七　［同上］
イ　取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類
［ロ～ニ　同上］
［号の細分を加える。］
八　［同上］
九　［同上］
イ　［同上］
ロ　投資の対象とする有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の種類
［ハ～ホ　同上］
十　［同上］
イ　取り扱う有価証券の種類
［ロ～ニ　同上］
十一　［同上］
［号を加える。］
（登録申請書の添付書類）
第九条　［同上］
［一～四　同上］
［号を加える。］
五～八　［同上］
［号を加える。］